

野鳥における鳥インフルエンザの対応について

1 全国の野鳥における高病原性鳥インフルエンザ確定件数（飼育鳥類、糞便、水検体含む）

○全国の野鳥等における確定検査陽性の確認件数（飼育鳥類、糞便、水検体含む）

2 1 道府県 2 1 4 件（平成 2 9 年 2 月 2 8 日現在）

○県内における野鳥の鳥インフルエンザ検査状況

番号	場所	種名	回収日	確定検査	野鳥監視重点区域指定
1	豊橋市下条東町	ヒドリガモ	1 / 3	H 5 N 6 亜型 (1/13公表)	1 / 3
2	西尾市東幡豆町	ホシハジロ	1 / 4	H 5 N 6 亜型 (1/13公表)	1 / 4
3	西尾市東幡豆町	スズガモ	1 / 6	H 5 N 6 亜型 (1/20公表)	1 / 4
4	西尾市吉良町	ホシハジロ	1 / 1 1	H 5 N 6 亜型 (1/27公表)	1 / 1 7
5	蒲郡市海陽町	スズガモ	1 / 3 1	H 5 N 6 亜型 (2/6公表)	1 / 3 1

※1 飼養鳥等については、東山動植物園で 1 2 件の確定検査陽性（飼育鳥 1 0 羽、飼育施設の水 2 件）。

※2 検査のフローは、別表 1 を参照。

2 国の動き

○平成28年11月21日 対応レベルをレベル3へ引き上げ

【参考】 国レベル1：国内で発生のない場合
 国レベル2：国内の家さんや野鳥で感染が確認された場合（単発時）
 国レベル3：国内の家さんや野鳥で感染が確認された場合（国内複数箇所）

3 本県の対応

(1) 通常時（国レベル1、2、3）の対応

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（環境省自然環境局）で定める国レベルに応じて、次のとおり対応。

項目	国レベル1	国レベル2、3
野鳥に関する情報収集		
生息状況調査	・事務所が死亡野鳥の情報収集 ・野鳥の糞便調査（10、11、1、3月）	・同左 ・野鳥の鳥インフルエンザの情報収集 ・カモ類の糞便調査が可能な場所の把握（警戒時の環境省調査の準備）
情報の一元管理	・事務所から死亡野鳥の状況を四半期毎に収集	・同左 ・市町村、農林水産部等への各レベルに応じた対応を文書通知
死亡野鳥調査	・死亡野鳥の発見時に、事務所が取得し、家畜保健衛生所で簡易検査実施（※）	・同左 〔検査基準のレベルアップ（少ない羽数の死亡野鳥で検査実施）〕

※ 死亡羽数の検査の必要性の判断基準（別表2）、対象となる野鳥の種（別表3）

(2) 警戒時の対策

ア 警戒時の判断基準

○県内に、国マニュアルに基づく野鳥監視重点区域が指定されたとき（県外で発生し、県内の区域が野鳥監視重点区域に指定された時を含む。）。

イ 自然環境課の対応

- 環境部長を本部長とする「環境部鳥インフルエンザ対策本部」を設置。
- 簡易検査又は遺伝子検査、確定検査で陽性となった場合は、公表を行う。
- 市町村などを通じて、鳥インフルエンザによる野鳥や家さん等の死亡が発生した場所などの情報を収集する。
- 鳥インフルエンザに関する基礎情報をホームページなどで広く県民に周知。

ウ 各県民事務所の対応

- 環境省が設置する野鳥監視重点区域（野鳥回収場所を中心とした半径10km圏内の区域）の野鳥の監視地点を事前にリストアップ。
- 自然環境課及び環境省中地方環境事務所と協議し、同区域内の監視地点を決定のうえ、監視・パトロールを実施。
- 通常時と同様に、死亡野鳥の回収及び家畜衛生保健所での簡易検査の実施。

エ 公表

- 簡易検査、遺伝子検査、確定検査で陽性となった場合、環境省と県が3時間以内に同時公表。環境部は、農林水産部が連名で、記者発表を行う。

4 関係機関との連携

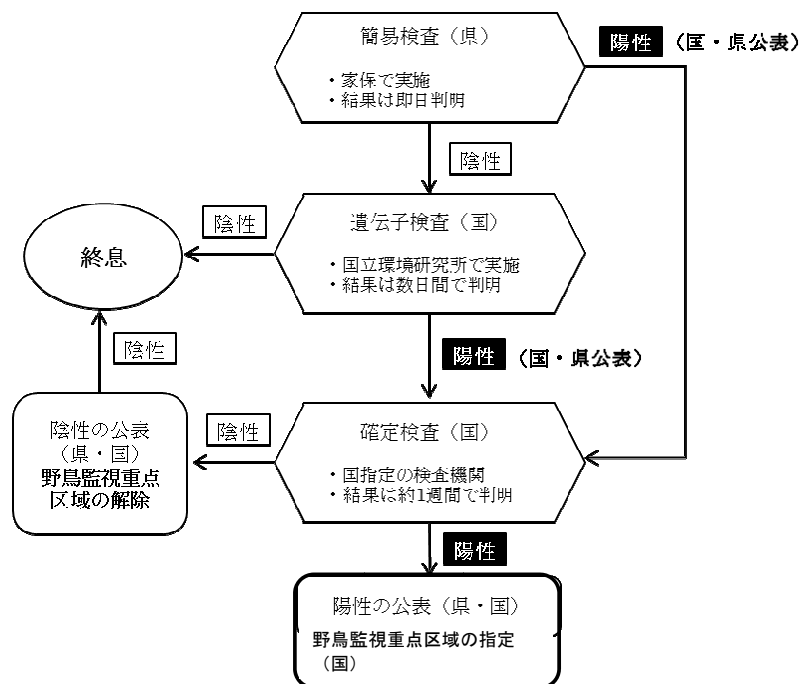
(1) 環境省関係

- 同省が実施する確定検査で高病原性鳥インフルエンザが確定した場合、環境省から野鳥緊急調査チームが派遣され、鳥類の生息状況調査、死亡野鳥調査等を実施。

(2) 農林水産部関係

- 家さんにおいて発生した場合は、愛知県鳥インフルエンザ緊急対策会議（議長：知事、環境部長は構成員）が開催される。
- 家さんで鳥インフルエンザが発生した場合でも、野鳥で発生した場合と同様の対応を実施。

別表1 簡易検査以降のフロー



別表2 (野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル(環境省))

対応レベル	鳥類生息状況等調査	ウイルス保有状況の調査				糞便採取調査
		死亡野鳥等調査				
		リスク種1	リスク種2	リスク種3	その他の種	
対応レベル1	情報収集監視	1羽以上	3羽以上	10羽以上	10羽以上	10月から4月にかけて定期的に糞便を採取
対応レベル2	監視強化	1羽以上	1羽以上	10羽以上	10羽以上	
対応レベル3	監視強化	1羽以上	1羽以上	5羽以上	10羽以上	
野鳥監視重点区域	監視強化発生地対応	1羽以上	1羽以上	3羽以上	3羽以上	

* 死亡野鳥等調査は、同一場所(見渡せる範囲程度を目安とする)で3日間(複数羽の場合は大量死あるいは連続して死亡が確認された時点から3日間以内)の合計羽数が表の数以上の死亡個体等(衰弱個体を含む)が発見された場合を基本としてウイルス保有状況の調査を実施する。原因が他の要因であることが明瞭なものは除く。
* 見渡せる範囲程度とはあくまで目安であり、環境によって大きく異なり、具体的数値を示すのは困難であるので、現場の状況に即して判断して差し支えない。

別表3 (野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル(環境省))

リスク種1(18種)		
カモ目カモ科 ヒシクイ マガン シジュウカラガン コブハクチョウ コハクチョウ オオハクチョウ オシドリ キンクロハジロ	タカ目タカ科 オジロワシ オオワシ チュウヒ ハイタカ オオタカ サシバ ノスリ クマタカ ハヤブサ目ハヤブサ科 チョウゲンボウ ハヤブサ	<ul style="list-style-type: none"> 主に早期発見を目的とする。 高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N1亜型)に感受性が高く、死亡野鳥等調査で検出しやすいと考えられる種。 平成22~23年の発生において感染確認個体数が多かったオオハクチョウ、キンクロハジロ、オシドリ、ハヤブサを基本に、ハクチョウ類、ガン類、タカ類の主な種を含める。
リスク種2(17種)		
カモ目カモ科 マガモ オナガガモ トモエガモ ホシハジロ スズガモ カイツブリ目カイツブリ科 カイツブリ カンムリカイツブリ ハジロカイツブリ	ツル目ツル科 マナヅル タンチョウ ナベヅル ツル目クイナ科 バン オオバン チドリ目カモメ科 ユリカモメ	<ul style="list-style-type: none"> さらに発見の可能性を高めることを目的とする。 過去に感染死亡例のある種をより幅広く含める。
リスク種3		
カモ目カモ科 ヒドリガモ、カルガモ、コガモ等(リスク種1、2以外全種) カツオドリ目ウ科 カワウ ペリカン目サギ科 ゴイサギ、アオサギ、ダイサギ、コサギ等全種	チドリ目カモメ科 ウミネコ、セグロカモメ等(リスク種1、2以外全種) タカ目 トビ等(リスク種1、2以外全種) フクロウ目 コミミズク等(リスク種1、2以外全種)	<ul style="list-style-type: none"> ハヤブサ目 コチョウゲンボウ等(リスク種1、2以外全種) 感染の広がりを把握することを目的とする。 水辺で生息する鳥類としてカワウやサギ類、リスク種1あるいは2に含まれないカモ類、カモメ類、タカ目、フクロウ目、ハヤブサ目の種を対象とした。
その他の種		
<ul style="list-style-type: none"> 上記以外の鳥種すべて。 猛禽類以外の陸鳥類については、ハシブトガラス以外は国内では感染例が知られておらず、海外でも感染例は多くないことからその他の種とする。 多数の死亡が見られた場合や平成16年のハシブトガラスのように感染死体を食べた等、感染が疑われる状況があった場合に検査することとする。 		

※ リスク種については今後の発生状況、知見の集積等により見直し、毎年シーズンの始めに環境省から通知する。シーズン中も状況に応じて追加、通知する。
※ リスク種については、必ずしも感受性が高い種のみを選定しているわけではなく、発見しやすさや、近縁種での感染例による予防的な選定等も含む。
※ リスク種1に該当しない希少種について、その希少性や生息状況等によっては、上記の表に示す羽数でなくても把握をすべき場合も想定されることから、必要に応じて、地方環境事務所に相談する(地方環境事務所は必要に応じて本省野生生物課に相談する)。
* 重度の神経症状とは、首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような状態で、正常に飛翔したり、採食したりすることはできないもの。